

委託契約書（案）

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 佐藤 一雄（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱（平成22年6月9日付け22農畜機第1167号。以下「委託要綱」という。）に基づき、平成30年度野菜価格安定事業の推進に関する委託業務（以下「委託事業」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業の内容等）

第1条 甲は、委託要綱に基づき、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

- （1）委託事業名 【都道府県名】における平成30年度野菜価格安定事業の推進に関する委託業務
- （2）委託事業の内容 別添委託要綱及び平成30年度野菜価格安定事業の推進に関する委託業務提案書のとおり
- （3）契約期間 平成30年4月23日から平成31年3月31日までとする。

（委託事業の遂行）

第2条 乙は、委託事業を、委託要綱、本委託契約書及び応札資料作成要領の実施計画書（別紙様式2）の定めるところに従い、善良な管理者の注意をもって誠実に実施する義務を負うものとする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇〇円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金の納付は、免除する。

（再委託の制限）

第5条 乙は、委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

2 乙は、業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、「再委託申請書」を

提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、再委託を行う第三者（以下「再委託先」という。）の氏名又は名称及び住所、再委託を行う業務の内容・範囲、再委託の必要性並びに契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更内容について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、第2項及び第3項により再委託について甲の承認を得た場合、本契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と書面により約定しなければならない。
- 6 乙は、甲から、再委託先と締結した契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
- 7 乙は、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負うものとする。
- 8 乙は、第2項及び第3項により再委託について甲の承認を得た場合であっても、甲の承認を得た再委託先からさらに別の第三者に対して本契約に係る業務を再委託してはならない。

（実績報告）

第6条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託要綱第10に規定する実績報告（兼精算払請求）書（委託要綱別紙様式5）を甲に提出するものとする。

（検査）

第7条 甲は、前条に規定する実績報告（兼精算払請求）書の提出を受けたときは、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを委託要綱、本契約書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

（委託費の額の確定）

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、実施された委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額（委託要綱第3の2の（2）に係る委託費を除く）と第3条に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第9条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙から第6条に規定する適法な実績報告（兼精算払請求）書を受領した日から30日以内（ただし、その日が行政機関又は金融機関の休日に当たるときは、これらの休日の翌日までとする。）に、当該実績報告書に基づき、乙に対し、第3条の委託費の限度額及び予算の範囲内でその支払を行うものとする。

2 甲は、乙の請求により、委託要綱第9の1に規定する金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、委託要綱第9の1に規定する委託費概算払請求書（委託要綱別紙様式4）を甲に提出するものとする。

(返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第8条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は既に支払いを受けた委託費であっても、要綱に定められた項目以外の費用を請求したと認められる場合は、甲は返還させることができる。

(委託事業の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式）を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除する場合は、第6条から第10条の規定に準じ精算するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき又は履行期限内に契約の履行を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。

(3) 独立行政法人農畜産業振興機構談合情報対応マニュアル（平成27年4月1日付26農畜機第5824号-9）第3の2（2）②アにより解除することが適当と認められたとき、公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不当な利益を得るための談合を疑うに足る事実があったと認められるとき。

(4) 乙又はその代表者等が反社会的勢力に該当することが認められたとき。

(5) 乙について、以下の事項が確認されたとき。

- イ 支払いの停止
- ロ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立
- ハ 手形交換所の取引停止仮処分及び取引停止処分
- ニ 乙の財産に対する仮差押え及び差押の実施
- ホ 解散の決議、解散の判決、解散命令
- ヘ 法令もしくは定款上の解散事由の発生

(6) 独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付15農畜第152号-2）第38条第2項の機密契約書の記載事項に違反したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、第6条から第10条の規定に準じ精算するものとする。

（損害の賠償）

第13条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、限度額の範囲内でその損害を賠償しなければならない。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。

(2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

- 2 甲は、乙が次に掲げる事由により甲に損害を及ぼした場合、その損害賠償を請求するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が行った業務に故意又は過失があり、これによって甲に損害が発生したとき。

(2) 乙が契約書に違反し又は乙の責めに帰すべき理由により業務の目的を達成することができないとき。

（履行遅延に対する違約金）

第14条 甲は、乙が履行期限までに委託業務を完了しないときには、履行期限を経過した日から成果品の提出日までの日数に応じ、乙から限度額に対する年5パーセントの割合で計算した額を履行遅延に対する違約金として徴収するものとする。

- 2 甲が第9条第1項に規定する支払時期までに支払いを行わない場合は、約定した支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払い金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める支払遅延に対する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければな

らない。

(契約解除による違約金の徴収)

第15条 甲は、第12条第1項の規定（第2号を除く）に基づき、契約を解除したときは、乙から、原則として限度額の100分の10に相当する金額を甲が指定する期間内に違約金として徴収するものとする。

(談合等による違約金の支払い)

第16条 乙が次のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、限度額の100分の10に相当する金額を、甲が指定する期間内に談合等に係る違約金として支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下本項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

(2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき

(4) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

(超過損害額の請求)

第17条 甲は、履行遅延、契約の解除又は談合等により生じた損害額が第14条、第15条又は第16条の違約金を上回る場合においては、超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(遅延利息の徴収)

第18条 甲は、乙が第14条、第15条又は第16条の違約金を甲が指定する期限までに支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収しなければならないものとし、乙は甲の請求に応じこれを支払わなければならない。

(契約の変更)

第19条 甲は、業務上必要がある場合には、契約の内容を変更し又は乙に対して債務の履行を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約の内容を変更し又は債務の履行を一時中止させた場合において、従前の限度額又は履行期限によることが不相当であると認めるときは、乙と協議して、これらを変更することができるものとする。
- 3 甲は、乙の責めに帰することができない事由により、履行期限内に債務を履行することができない場合においては、違約金を徴収しないものとする。

(著作権)

第20条 甲が、この委託事業により乙から取得する成果物（以下「本件成果物」という。）の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第9条の委託費の支払がなされた時点で乙から甲に移転する。

- 2 乙は、甲に対し、乙が本件成果物の著作権を有していることおよび本件成果物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証する。万一、本件成果物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、乙は、乙の責任と負担においてこれに対処し、解決するものとし、甲に対して一切の迷惑をかけないものとする。
- 3 乙は、甲に対し、本件成果物に係る著作者人格権を一切行使しないものとする。乙は、甲が、本件成果物に必要な改変を加えることを認め、これに対して同一性保持権を行使しないものとする

(委託事業の調査)

第21条 甲は、必要に応じ、乙に対し、第6条の実績報告における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

- 第22条 乙は、委託事業に係る経費について、その根拠となる帳簿を備え、収入支出の額を記載し、又は記録し、その出納を明らかにしておかなければならない。
- 2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第23条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密について流出等の生じないように適切に管理するものとし、この契約期間にかかわらず甲の承諾を得ずして、他に漏洩し、又は他の目的に使用してはならないものとする。

2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第24条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、あるいは担保に供してはならず、又は承継させてはならない。

(甲による契約の公表)

第25条 乙は本契約の名称、概要、委託費、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意するものとする。

(疑義の解決)

第26条 前各条のほか、この契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約に関して、記載のないものは、委託要綱の定めるところによるものとする。

(管轄裁判所)

第27条 この契約に関して、前条に基づく甲乙間の協議が整わず、訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年〇月〇〇日

委託者（甲）住 所 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構
代表者氏名 理事長 佐藤 一雄 印

受託者（乙）住 所 〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇 印

(別紙様式)

委託事業中止（廃止）申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 佐藤 一雄 殿

住所
氏名 印

平成 年 月 日付けで契約を締結した【都道府県名】平成30年度野菜価格安定事業の推進に関する委託業務について、委託契約書第11条の規定に基づき、下記のとおり事業の中止（廃止）を申請します。

記

- 1 委託事業名
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 事業の実施状況
 - (1) 内容について
 - (2) 経費について
- 4 事業中止（廃止）後の措置